

第29号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「司法解剖」を「解剖」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。